

調 査 の 説 明

1. 調査の目的

我が国における製造業に属する事業所を調査し、製造業の実態を構造的に把握して生産活動に関する基本的資料を提供することを目的としています。

2. 調査の根拠

統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第10号として、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施しています。

3. 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所(国および公共企業体に属する事業所を除く)です。

4. 調査の期間および期日

平成16年(2004年)1月1日から同年12月31日までの1年間について、平成16年(2004年)12月31日現在で実施した調査です。

5. 調査の種類と方法

甲調査 従業者30人以上の事業所

乙調査 従業者29人以下の事業所

それぞれの調査票に申告者(事業所の管理責任者)が自ら記入する自計申告です。

調査事項は巻末の調査票のとおりです。

6. 製造業の定義

日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業には、有機または無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造加工し、これを主として卸売する事業所が分類されます。

「新製品の製造加工」とは、完成品だけを意味するのではなく、半製品も含まれます。ただし、単に選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしません。また、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としません。

「新製品を主として卸売りする」とは卸売業者、小売業者または産業使用者(工場、建設業者、官公庁、学校、病院など)に大量または多額に製品を販売すること、および同じ企業に属する他の事業所に製品を引き渡すことをいいます。

このほか、次のものも製造業とします。

(1)他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業とします。

ただし、直接個々の家庭消費者から委託される賃加工業は製造業としません。

(2)「産業」とは「事業所において業として行われる経済活動」をいうので、家庭内で行われている「内職」は原則として調査対象としません。しかし、製造活動による収入が世帯の収入の主な部分を占めていれば製造業とします。

(3)修理を専業としている事業所が補修品を製造しても製造業としません。ただし、船舶修理、鉄道車両の修理または改造を行う事業所は、製造行為を行わなくても製造業とします。

また、機械修理工場については、金属工作機械または金属加工機械を使用して製造加

工した新製品の出荷がある場合は製造業とし、出荷がない場合は製造業としません。

7.集計項目の説明

(1)事業所数

操業準備中、操業開始後未出荷および休業中の事業所は含みません。

(2)従業者数

常用労働者と個人事業主および無給家族従業者の合計です。

常用労働者には、臨時または日雇いの者でも、1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者および11月と12月のそれぞれの月において18日以上雇用された者を含みます。

なお、13年調査より臨時雇用者として常用労働者に含まれない臨時または日雇いの者について調査していますが、従業者数の合計には含みません。

(3)現金給与総額

常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当、特別に支払われた給与の額(期末賞与等)およびその他の給与額の合計です。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当などと出向・派遣受入者に係る支払金、常用労働者に含まれない臨時雇用者に対する給与などです。

(4)原材料使用額等

原材料、燃料、電力の使用額と委託生産費(外注加工賃)の合計です。

ア.原材料使用額

燃料以外のすべての製造加工用の原材料と工場維持用の材料、消耗品などの使用額をいい、下請工場に製造加工を行わせるため支給した原材料を含み、他の企業から無償で支給された原材料は含みません。

イ.燃料使用額

事業所の貨物運搬用の燃料を含みます。

ウ.電力使用額

電灯用を含みます。

エ.委託生産費

原材料、中間製品を他の事業所に支給して製造加工を委託した場合の加工賃をいいます。

(5)有形固定資産額

事業所の所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものも含む)を帳簿価格によって記入しています。工具、器具、備品等については、耐用年数1年以上で10万円以上のものを記入しています。

ア.取得額

購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振り替えなどによる取得額をいいます。

イ.除却額

売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによるものをいいます。

ウ.減価償却費

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額として計上された金額をいいます。

Ⅰ. 建設仮勘定

建設途中にある建物等が完成して有形固定資産勘定に組み替えられるまでの間の会計処理上の方法で、この勘定の借り方に加えられた金額を「増」に、この勘定から他の勘定に振り替えられた金額を「減」に記入しています。

(6) リース契約額・支払額

「契約額」には新規に契約したリース料総額を、「支払額」にはすべてのリース物件に対する年間の支払リース料の合計金額をそれぞれ消費税込みで記入しています。

(7) 製造品、半製品・仕掛品、原材料・燃料の在庫額

事業所が所有するものと、原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含み、他から支給された原材料による受託加工品を仕入れてそのまま販売するものを含みません。

(8) 製造品出荷額等

製造品(副産物、くず、廃物などを含む)出荷額、加工賃収入額等の合計であり、内国消費税を含みます。

ア. 製造品出荷額

事業所の所有する原材料により製造したものと原材料を他に支給して製造させたものの工場出荷額です。

同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは市価によって記入しています。

イ. 加工賃収入額

他の企業が所有する原材料または製品に加工、処理して引き渡したのに対して受け取った加工賃をいいます。

ウ. 修理料収入額

他人のものを修理して受け取った修理料などをいいます。

(9) 内国消費税額

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税および地方道路税の納付税額または納付すべき税額の合計です。

(10) 工業用地

ア. 敷地面積(年末現在)

事業所が使用している敷地の全面積で、借地を含みます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、工場敷地と道路、柵などにより区分されている場合は除きます。

イ. 建築面積

上記の「敷地面積」内にあるすべての建築物の面積です。

ウ. 建築延面積

上記の「敷地面積」内にあるすべての建築物の各階の面積の合計です。

(11) 工業用水

事業所内で工業生産のために使用される用水で、従業員の飲料水と雑用水を含みます。

「1日当たりの用水量」とは1年間の総量を操業日数で割ったものです。

ア. 原料用水

製品原料あるいはその一部として添加使用される水をいいます。

イ. 製品処理用水

原料、半製品、製品の浸漬溶解などの物理的な処理を加えるために使用される水をいい、染色用水などが入ります。

ウ. その他の淡水

河川、湖沼、貯水池から取水する水と、河川敷、旧河川敷内で、集水埋きよによって取水する水、農業用水路から取水する水や他の事業所から供給を受ける使用済みの水の合計です。

(12) 産業中分類名は、下記のとおり省略して用いています。

	番号	省略表示	産業中分類名
基礎 素材 型 産 業	13	木材・木製品	木材・木製品製造業
	15	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
	17	化学工業	化学工業
	18	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
	19	プラスチック	プラスチック製品製造業
	20	ゴム製品	ゴム製品製造業
	22	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
	23	鉄鋼業	鉄鋼業
	24	非鉄金属	非鉄金属製造業
25	金属製品	金属製品製造業	
加組 工立 型 産 業	26	一般機械	一般機械器具製造業
	27	電気機械	電気機械器具製造業
	28	情報通信機械	情報通信機械器具製造業
	29	電子・デバイス	電子部品・デバイス製造業
	30	輸送機械	輸送用機械器具製造業
	31	精密機械	精密機械器具製造業
生そ 活の 関 連 他 型 産 業	09	食料品	食料品製造業
	10	飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業	繊維工業
	12	衣服	衣服・その他の繊維製品製造業
	14	家具・装備品	家具・装備品製造業
	16	印刷	印刷・同関連業
	21	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
	32	その他	その他の製造業